

令和 8 年度

高齢者のインフルエンザ予防接種を受けられる方へ

猪名川町

猪名川町では、インフルエンザの発病や重症化予防のため、高齢者のインフルエンザ予防接種を実施します。予防接種には、思いがけない事故が起こることがあります。

必ず「高齢者のインフルエンザ予防接種を受けられる方へ」をよくお読みいただき、接種について十分理解した上で、体調の良い時に予約をして受けてください。

インフルエンザについて

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザの流行は通常初冬から春先にかけてみられ、流行が始まると小児から高齢者まで膨大な数の人を巻き込みます。

典型的なインフルエンザの症状は、インフルエンザウイルスの感染を受けてから1～3日間程の潜伏期間の後に、高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛などが突然あらわれ、咳、鼻水などもみられます。また、吐き気や下痢といった胃腸症状を訴える方もおられます。いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いのもインフルエンザの特徴です。

特に高齢者や慢性疾患患者で気管支炎や肺炎などを合併し重症化することが多く、入院や死亡の危険が増加します。

対象者

猪名川町に住民票のある方で①または②の方

①接種時に満65歳以上の方

②接種時に満60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより、身体障害者手帳1級をお持ちの方

***この予防接種は義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合にのみ行うものです。**

実施期間

令和9年1月31日まで

(予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は5か月間とされています。できるだけ12月中旬までに接種することが適当です)

費用

1,500円／回（自己負担額）

生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付者は、「生活保護決定通知書」又は「本人確認証」の持参で無料

※住民票が猪名川町、川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市以外の方は、接種の際に、住所地の市町で交付を受けた「予防接種依頼書」を医療機関に提出してください。持参されない場合は、任意の予防接種となります。

※猪名川町の指定医療機関以外で接種する場合は、他市接種依頼申請が必要です。また、他市町で接種される場合、接種時に全額をお支払いいただく場合があります。その際は、後日保健センター窓口で返金手続きをしてください（接種前に他市依頼申請の手続きをされた方に限ります。）。

接種回数

期間内に1回（2回目の接種をする場合は、任意の予防接種になります。）

持ち物

マイナ保険証・資格確認書など、住所の確認ができるもの

◇予防接種を受けることができない人

- 明らかに発熱している人（通常 37.5 度以上）
- 重篤な急性疾患にかかっている人
- インフルエンザワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー（短時間のうちに起こるひどいアレルギー症状）を起こしたことが明らかな人
- その他、医師から予防接種を受けないほうがいいと判断された人

◇予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- 心臓血管疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患等、基礎疾患がある人
- 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- 過去にけいれんをおこしたことがある人
- 過去に免疫不全の診断がされている人、及び、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 接種しようとする接種液の成分や卵、鶏肉等に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する人

◇予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。また接種後 1 週間は体調に注意しましょう。
体調に異常を感じた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。
- 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

◇ワクチンの副反応について

予防接種の注射の跡が赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがあります。また、全身症状としては熱が出たり、さむけ、頭痛、全身のだるさなどが見られることがありますが、2～3日のうちに治ります。

また、まれにみられる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）や、ギランバレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、血小板減少性紫斑病などの報告があります。

◇予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応により、医療機関での治療が必要になった、あるいは生活に支障をきたすような障害を残すなどの健康被害が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、法律に基づき救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどについては、保健センターへご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合には補償を受けることができます。

お問合せ先

猪名川町生活部住民課健康づくり室
(猪名川町保健センター)

電話 072-766-1000